

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

区分	公務員				民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (国ハース)(A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
豊川市	51.0 歳	103 人	298,000 円	325,931 円	-	-	-	-
うち清掃職員	** 歳	2 人	** 円	** 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	**
学校給食員	54.2 歳	13 人	307,400 円	334,685 円	調理士	41.0 歳	281,400 円	1.19
用務員	51.9 歳	23 人	275,500 円	295,487 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.30
自動車運転手	45.0 歳	4 人	295,200 円	332,300 円	自家用乗用自動車運転者	50.8 歳	315,000 円	1.05
その他	50.6 歳	61 人	303,900 円	333,389 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	-	-	-	-

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
 2 「平均給与月額」は、毎月支払われる給与(給料、扶養手当、地域手当、住居手当)の平均です。
 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 4 **としている事項については、個人情報保護の観点から公表できないものです。

(2) 年齢別職員数(19年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	～ 未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	～ 以上
全体	人	人	人	2 人	3 人	9 人	19 人	17 人	26 人	27 人		
清掃職員							1		1			
学校給食員							1	2	3	7		
用務員							1	6	4	7	5	
自動車運転手						1	1	1			1	
その他				2		2	5	10	13	15	14	

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

ア 給料表

行政職給料表を適用(一般事務職と同様)

イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給額
感染症作業手当	当該物件の処理等に従事した職員	日額 500円
危険手当	精神科病棟に勤務する職員	月額 給料月額 × 8 / 100、6 / 100
不快手当	一般廃棄物処分場において廃棄物の処分作業に従事した職員	日額 700円
電気工作物管理 手当	電気工作物の管理業務に従事した職員	月額 1,000円
ボイラー取扱手 当	ボイラーの取扱い業務に従事した職員	月額 3,000円
時差手当	通常割り振られる勤務時間より早い開始時間をもって割り振られた正規の勤務時間において行われる市民病院の患者の給食に関する業務に従事した職員	1回 600円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成12年度から退職者不補充としており、現在、新規の採用は行っていない。

業務の民間委託については、平成15年度に学校給食業務の一部について民間委託を行っている。

給与面においては、行政職給料表を使用しているものの昇格基準等の運用により、行政職給料表(二)を適用する他の自治体と比較しても決して高い水準にあるとはいえない。しかしながら、一般事務職と同様の給料表を使用していることは見直すべきとの考えから、早急に給料表を分離すべきと考えている。給与水準については、国、県、他市の状況を考慮し、今後も適正に対応していく。

特殊勤務手当については、業務の特殊性の観点から、平成16年度に3手当、平成17年度に2手当を廃止している。

3 具体的な取組内容

給料表については、条例改正を行い、平成20年度に労務職給料表に分離し、国の行政職給料表(二)の適用を検討していく。

特殊勤務手当については、今後も業務の特殊性の観点から、支給の有無、支給方法、支給金額について適宜見直しを検討していく。

4 その他

技能労務職については、今後も退職者不補充とし、業務の見直し等を進め、可能な業務に関して、民間委託を検討していく。

また、平成18年度に3名、平成19年度に1名を技能労務職から一般事務職への職種変更を選考試験により行っており、今後も適正に職種変更を行い、退職者不補充と合わせて定員の削減を図っていく。